北海道開発局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和７年12月５日

北海道開発局長　遠藤　達哉

1　河川の名称　石狩川水系空知川

2　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに付属するクロージャの部分

3　河川管理施設の位置

河川の名称	位置
石狩川水系空知川	芦別市芦別国有林4119林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ70.268）から三笠市国有林192林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ53.236）まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　株式会社ＮＴＴドコモ　東北支社ネットワーク部長　松浦　　聖

住所　札幌市中央区北１条西14丁目６

5　管理の内容　河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び石狩川水系空知川河川管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

6　管理の期間　令和７年９月25日から本協定の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和７年12月５日

北海道開発局長　遠藤　達哉

1　河川の名称　石狩川水系空知川

2　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに付属するクロージャの部分

3　河川管理施設の位置

河川の名称	位置
石狩川水系空知川	芦別市芦別国有林4119林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ70.268）から三笠市国有林192林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ53.236）まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　コア技術統括本部アクセス技術本部　インフラシステム設計部長　高橋　英司

住所　東京都新宿区西新宿２－３－２

5　管理の内容　河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び石狩川水系空知川河川管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

6　管理の期間　令和７年９月26日から本協定の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和７年12月５日

北海道開発局長　遠藤　達哉

1　河川の名称　石狩川水系空知川

2　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに付属するクロージャの部分

3　河川管理施設の位置

河川の名称	位置
石狩川水系空知川	芦別市芦別国有林4119林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ70.268）から三笠市国有林192林班い小班地先（一般国道452号ＫＰ53.236）まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　ソフトバンク株式会社　北海道ネットワーク技術部長　吉田　安範

住所　札幌市北区北９条西２丁目４番地１

5　管理の内容　河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び石狩川水系空知川河川管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

6　管理の期間　令和７年10月14日から本協定の存続する日まで

公　告

諸　事　項